

令和元年第12回教育委員会定例会議事録

令和元年12月2日

東久留米市教育委員会

令和元年第12回教育委員会定例会

令和元年12月2日(月)午前9時00分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第49号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について
(2) 諸報告
① 令和元年第4回市議会定例会について
② 令和3年度からの新たな市立図書館運営に向けた中間報告について
③ 「令和元年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について
④ その他

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員	尾 関 謙 一 郎
(教育長職務代理者)	
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 4人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時03分)

- 園田教育長 これより令和元年第12回教育委員会定例会を開会します。
本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は馬場委員にお願いします。
○馬場教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。

11月7日に開催した第11回定例会、11月25日に開催した第10回臨時会の議事録について、ご確認いただきました。

尾関委員、宮下委員、馬場委員から訂正のご連絡をいただきましたがよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎議案第49の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第1「議案第49号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

- 森山教育部長 「議案第49号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和元年12月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、欠員が生じていることから東久留米市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

- 板倉生涯学習課長 本件は東久留米市スポーツ推進委員に関する規則の規定により、現在欠員が生じていますスポーツ推進委員に、令和元年12月3日付で新たに委員を委嘱するものです。スポーツ推進委員は、毎月スポーツセンターで開催している「ニュースポーツデー」や「市民つなひき大会」をはじめとしたスポーツイベントの実施のほか、他団体が実施する各種スポーツイベントにも積極的に協力し、市内のスポーツ振興に幅広くご活躍いただいています。現委員は定員25人のところ22人で欠員が生じており、今回1人の補充を行い、23人とするものです。

新任委員の皆川直巳さんは西東京市在住の50代で、市内南町小学校でバスケットボールを28年間指導されているほか、さまざまなスポーツの指導に長年携わっておられます。子どもたちにスポーツの楽しさを伝えていきたいという信念の下、これまで多くのスポーツ選

手の育成に携わっていらっしゃいます。スポーツ推進委員として、これまでの経験が大いに生かせるものと考えています。新任の人選については、スポーツ推進委員の委員長から推薦をいただいています。また、皆川さんには数回にわたりスポーツ推進委員の活動の場をご覧いただき、スポーツ推進委員が目指すものについて、実際に体験する中でご理解いただいているものと考えています。

○園田教育長 本件に対して、ご意見、ご質問いかがですか。

○尾関教育委員 何人か東久留米市在住でない方がおられますが、理由を伺います。

○板倉生涯学習課長 スポーツ推進委員は「市内に在住していなければならない」というものではありません。皆川様のように、市内在住ではないが、本市のさまざまな場所で長年にわたりスポーツ活動に携わっておられる方がおられますが、適任であると考えています。

○尾関教育委員 そういう形で範囲を広げ、積極的に取り組んでいただける方に務めていただくことが必要ですから、結構だと思います。

○板倉生涯学習課長 ありがとうございます。

○細田教育委員 スポーツの種類がとても多いですね。14番に看護師の松本さんという方がおられますが、看護面は常にこの方がお一人で行っているのですか。イベントのときは他の方にもお願いするのですか。

○板倉生涯学習課長 松本委員はご職業が看護師ですので、スポーツ推進委員がイベントを行うときにはご参加いただき、安全管理を担っていただいています。

○細田教育委員 一人だけですか。

○板倉生涯学習課長 はい。

○園田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、採決に入ります。「議案第49号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第49号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第2、諸報告に入ります。「①令和元年第4回市議会定例会」から説明をお願いします。

○森山教育部長 令和元年第4回市議会定例会について説明します。本日は次の資料を用意しました。会期日程表(案)、提出議案の一覧表、議案第41号の議案、議案第42号の議案、一般質問の一覧表、請願付託表、陳情一覧表です。令和元年第4回市議会定例会については、明日12月3日が本会議初日ですので、本日は予定として説明します。

先ず会期日程ですが、12月3日から12月24日までの22日間の会期となる予定です。一般質問は12月5日から10日まで、総務文教委員会は12月12日に予定されています。次に提出議案ですが、10議案の上程が予定されています。その中で教育委員会に関係する内容の議案は3件あります。「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例」です。教育センター滝山相談室の移転に伴い、規定を整備するものです。次に、「議案第42号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定について」です。これは令和2年4月5日から令和7年3月31日までの生涯学習センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を経るものです。最後に、「議案第47号 令和元年度東久留米市一般会計補正予算(第5号)」です。教育委員会からは生涯学習課の補正予算が計上さ

れています。いずれの議案も教育委員会でご審議いただき、承認いただいた内容です。次に、一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は21人中15人の議員から通告をいただいています。次に、請願ですが、教育委員会に関係するものではありませんでした。陳情では、「陳情第10号 東久留米市内学校、児童福祉施設等の敷地に隣接する路上での喫煙禁止を求める陳情」がありました。

今後の審議内容、結果等については次回報告します。陳情については議会の運用で、議員等への配付のみとされ、審査は行われません。後ほど資料をご参照いただきたいと思います。

○園田教育長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問いかがですか。

よろしければ次に行きます。「②令和3年度からの新たな市立図書館運営に向けた中間報告について」の説明をお願いします。

○佐藤図書館長 平成29年1月に「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を決定し、令和3年度からの新たな市立図書館運営に向けて平成30年度より準備を進めており、新たな運営体制等について事務局内部で検討を行うとともに、中央図書館大規模改修工事に向け今年度は実施設計委託を行っています。ここで市と指定管理者の運営体制や役割分担、選書と除籍の手法、図書館協議会の関係性、職員の育成に向けた方向性について一定の整理ができましたので、運営（案）について報告します。資料の「令和3年度からの新たな市立図書館運営（案）について」をご覧ください。少々説明にお時間をいただきますが、ご容赦いただければと思います。

大きく指定管理者の役割、新たな図書館運営における選書・除籍の手法、図書館協議会について、職員の育成に向けた方向性の4項目について整理しました。初めに1ページの「I 「今後の東久留米市立図書館の運営方針」における市と指定管理者の役割」についてです。令和3年度からの新たな運営における《市の主な役割》は、「図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政」「指定管理者に対するモニタリング等、監理監督」「選書・除籍の基準策定及び、資料購入の決定と除籍の最終確認」「地域資料・行政資料とハンディキャップサービス、中央図書館参考図書室運営」の4点となります。また、《指定管理者の主な役割》は、「中央図書館と地区館を一体的に運営し、図書館運営とサービス提供を担う」「選書・除籍の実務」「中央図書館の施設管理、学校図書館支援」となります。市としての責務また民間事業者のノウハウや創意工夫など活用しながら、それぞれの役割と効果的に果たすため検討しました結果、運営方針に基づき、市・担当課長職と指定管理者に館長を置きますが、市が担う図書館行政や選書の決定、図書館サービスを掌理する管理者であることを、法規に照らしてもより明確に示すため、担当課長兼館長とすることと整理しました。よって、それぞれが担う役割の管理者は、市のほうは担当課長兼館長、指定管理者は四つの図書館の各館の館長となります。また、指定管理者の各館長のうち、中央図書館の館長が指定管理者の4人の館長を統括する統括館長となります。なお、ただいまの内容ですが、これら役割を分かりやすくするよう、資料上は普通名詞として記載しております。固有名詞として定める際は、それぞれの役割を担う管理者であることをさらに分かりやすい名称を検討します。

次に2ページをご覧ください。市と指定管理者それぞれが直接的な図書サービスを担うこととなりますが、新たな中央図書館内の運営体制です。こちらは指定管理者が中央図書館の施設管理者となります。また1階開架室を運営します。一方で、市は地域資料・行政資料サービス、ハンディキャップサービス等を担いますが、これらを提供するに当たり、2階にあります現在の「参考図書室」を市が直接運営します。ご利用の皆様には今後も今までどおり、一つの中央図書館としてご利用いただければと思います。それぞれの開架室がどのような内

容であるかを分かりやすくするために、資料では仮として記載していますが、地域資料を扱い専門図書を多く所蔵するため「郷土・調査図書館」、指定管理者側の1階ですが、一般書籍を揃え、読書推進や子ども読書等に取り組んでいくことから「読書・情報図書館」というような通称を付けていきたいと考えています。

新たな運営となって中央図書館と地区館の役割は変わるのかどうかという点ですが、こちらは2ページ中段の囲みです。中央図書館と地区館の役割はこれまでと同様です。今後も市立図書館と全館を一元化した選定を行うとともに、中央図書館は専門的な資料を所蔵し、専門的レファレンスを行います。また、地区館は地域の特色ある蔵書、生活に密着した図書館を目指していきます。下段の表は各サービスの主な業務分担の概要です。一番右にある東部図書館、ひばりが丘図書館、滝山図書館等の地区館は、これまでどおりの内容です。中央図書館内では、主なものとしては市が運営する参考図書室は閲覧のみとし、資料の貸し出しサービスは1階の開架室で指定管理者が担います。取り扱い資料は市が地域資料・行政資料と参考図書類、専門書籍類となり、指定管理者は一般書籍全般と新聞、雑誌等を取り扱っていきます。また、児童担当や学校支援については指定管理者がサービス提供の主管となりますが、児童サービスは担当を定めてより専門的に取り組んでいき、民間事業者が持っているノウハウを活用していただくよう、児童サービス専門員を設置することを業務仕様書にも定めていきたいと考えています。一方、市は小・中学校長などと実務を担う指定管理者とのパイプ役、コーディネイト役として連絡調整を担います。これは庁内他部署との連携についても同様に考えています。その他ハンディキャップサービスは市が主管となり、新たにサービスを受けたい方の審査や決定、音訳者養成など行いますが、指定管理者においても現在も地区館で大活字本などの資料の貸し出しや宅配などを行っていますので、そちらについては今後も変わりありません。

3ページはこれまでのまとめとなっています。大きな一番目、市の担当課長職は法規等も勘案し、担当課長（兼）館長とします。中段の二つ目、新たな図書館運営においても、中央図書館と3地区館の役割は先ほど説明したとおり変わりありません。三つ目として、役割分担により、一層効果的なサービス提供を目指していきます。こちらについては、それぞれの業務に対する管理責任、指示系統を明確化しました。市が担うサービス提供については、図書館法に照らしても、市の担当課長兼館長職がより適切であるような形で「担当課長兼館長」としたものです。指定管理者によるサービス提供については、指定管理者館長がその管理者となり、その責任を担っていきます。市は図書館行政を担い、指定管理者は中央図書館の施設管理を担います。庁内他部署や小・中学校長などとの連絡調整は市がパイプ役として直接行っていくとともに、市は地域資料・行政資料やハンディキャップサービスの充実を図ります。一方、指定管理者は中央図書館と3地区館を一体的に運営し、読書サービス、課題解決、読書推進等に創意工夫を持って取り組んでいきます。特に、中央図書館の児童サービスには、児童サービス専門員を設置します。また、中央図書館での貸出業務は1階のカウンターで行います。2階の専門図書室、こちらは現在の「参考図書室」を示していますが、閲覧のみとします。

次に「Ⅱ 新たな図書館運営における選書・除籍の手法について」の4ページから5ページをご覧ください。選書について、運営方針では「実務は指定管理者に委ねる」としつつ、「選書（資料購入の決定）と除籍の最終確認は市が行う」としています。現在の手法ですが、市の収集方針や選定基準に基づき、四つの図書館と各館で一次選定を行った後に、中央図書館の職員・専門員による二次選定で最終確認し、その後、係長、館長を通じて決定をしてい

きます。また、資料購入は市の所有となります。これは今後も同様です。新たな手法では現行の手法とほぼ変わりませんが、二次選定には市と指定管理者の職員が参加するようにしました。これにより市・指定管理者ともに一次選定理由を説明し、より詳細な二次選定を行うとともに、この二次選定の中を通じて本市の選定基準や蔵書構成など共通認識のもと図書館サービスを行うためです。ただし、その後の最終確認と資料購入の決定は市が担っていきます。

5 ページをご覧ください。除籍の手順です。運営方針では「除籍の最終確認は市が行う」としています。現在の除籍手順は一定のルールに基づき市と指定管理者で一次選定を行った後、中央図書館の職員・専門員により最終確認を行い、決定しています。新たな手法でも現行と同様ですが、市の所有する資料を除籍する作業であるため、一次選定、司書による除籍候補資料のリストアップから除籍決定までのプロセスを除籍会議と位置付け、より明確にしたものが今後のプロセス案です。なお、除籍については、蔵書は市が購入し、所有している財産であるため市の責任として取り扱い、除籍確認から最終確認決定は市が行うこととしています。

5 ページの下段の囲みをご覧ください。新たな図書館運営における選書・除籍に関しては、市立図書館として高い公共性と継続性が必要であることから、選書は現在の手順を基本とし、各館で実務的な選書から二次選定を経て最終的に市が決定していきます。また、除籍についても現在の手順を基本とし、市として指定管理者で一次選定を行った後に市の職員・専門員による除籍会議を経て、最終的に市が決定することとしました。これらの実務を通じて職員能力の維持・育成にもつなげていきたい、と考えています。

6 ページの「Ⅲ 図書館協議会」についてをご覧ください。新たな図書館運営における図書館協議会の関係性を整理しました。1 点目。図書館協議会は教育委員会の附属機関であり、図書館法において館長の諮問機関です。次に、地域資料・行政資料サービスやハンディキャップサービスは、説明しましたとおり今後も市が担っていきますが、図書館法上は図書館長が「館務を掌理し、所属職員を監督する」としています。これら市が担う図書サービスを掌理する管理者であることを図書館法に照らしてより明確にするため、館長職を兼ねることとしたものです。他方、指定管理者が担う図書サービスについては、指定管理者の館長が管理者として掌理します。この際、指定管理者が担う図書サービスについて、図書館協議会に議題として、お諮りする案件が生じた際ですが、指定管理者の館長の意見を聞きながら市が予定している他の議題と一括して、市の担当課長兼館長職が図書館協議会に諮っていきます。その内容や質疑に対しては、より実務に即したおのおの館長が図書館協議会に出席の上、行うこととします。こちらについては現在の手法と大きく変わりません。また、図書館協議会委員の選任や運営については、今後も市が担っていきます。

最後に「Ⅳ 職員の育成に向けた方向性について」です。育成に関しては、現在は図書館内において、経験豊富な職員が技術的な助言を行いながら職務を通じて育成、技術の継承を行っています。平成30年度ではこれらの選書ノウハウをもとに、選書・除籍の方針や基準、実務における留意事項などの整理を行いました。こちらを基礎として、資料購入の決定及び除籍の最終確認等の作業、市が担う図書サービスの実務等を通じて、職員の育成や技術の継承を行っていくことが職員育成の基軸になると考えています。また、運営方針では実務は指定管理者が行い、選書・除籍の最終確認と決定を市が直接担うこととしています。これらは先に説明したとおりですが、現行を基本とし、各館で購入したい資料の一次選定を行い、各館のバランスやどの館に配架するかなどを含めた選書の確認を行った後、最終決定は市が担

う。これは現状の流れを踏襲した手法になりますが、継続性が保たれるだけでなく、選書実務を通じて職員育成につながると考えています。なお、運営方針では、図書館職員の育成方針を明らかにするとしています。したがって、記載している職員の育成に向けた方向性を基本とし、図書館協議会からの意見も参考としながら、来年度中に策定していきます。

一定整理した案ですが、平成30年度から31年度にかけての図書館協議会の中で委員からご提案をいただき、中央図書館への指定管理者制度導入について、より質が高い事業者の図書館運営に向けて図書館協議会でも考えていきたいという中で、さまざまなご意見をいただきました。その際のご意見の中でも「市と指定管理者の役割をどうしていくのか。その中で館長職はどのような取り扱いになるのか」「選書と除籍の決定までのプロセスをきちんと整理してほしい」「職員の育成については図書館協議会の意見も踏まえながら考えていきたい」といったことなど、さまざまなご意見をいただきました。そういったご意見も参考にし、踏まえながら、今回の（案）として整理をさせていただいたものです。全国的な中で私の知り得る限り、また調べた限りですが、指定管理者に全て担っていただくようなところは多くありますが、直接的な図書サービスを市・指定管理者それぞれが役割分担しながら担っていくというケースは今のところ把握していません。そういった意味では新たな形をつくっていくこととなります。その中で市の責任を果たしながら、指定管理者についてはノウハウや創意工夫を十分に発揮していただきながら、情報共有し、連携しながらより良い図書館にしていけたらと考えています。

- 園田教育長 令和3年度からの図書館運営の方向について説明してもらいました。この件についてご意見、ご質問はいかがですか。
- 尾関教育委員 市の担当課長と指定管理者の館長という形が全国でも珍しいと聞いていますので、ぜひ、二人の館長には明確な名称付、役割の方向づけをしてもらいたいと思います。
- 佐藤図書館長 ご意見ありがとうございます。類似するような形を調べた中では岩手の県立図書館が図書館行政と選書の決定を行い、また、県立ですので市町村の図書館支援を県が担い、残りのサービスは全て指定管理者が担うとしています。岩手県立の館長と指定管理者の館長にはサービスを提供する統括管理者のような方がいると聞いていますが、地域資料・行政資料、ハンディキャップサービスという直接的なサービスを提供する事例については今のところ把握していない状況ですので、もしかしたら初の試みになるかもしれません。ただいま委員からご意見をいただきましたとおり、それぞれの役割を分かりやすくアナウンス、周知できるような名称についても、今後検討していきたいと考えています。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。
- 宮下教育委員 図書館協議会について質問します。先ほど説明がありました6ページの②のところに、「図書館法上は図書館長が「館務を掌理処理し、所属職員を監督する」とあります。この「所属職員」の中には指定管理者の館長も含まれるのですか。
- 佐藤図書館長 そういったところも明確にしたいと思いますが、図書館法では第13条第2項で「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない」とあります。こちらの「館長」の位置づけについては、文科省の見解の中でも、市の館長であっても指定管理者の館長であっても、この法が適用されるように受け取れる発言や記録があります。しかし、市で考えているのは、あくまでも市のサービスを担う職員については市の担当課長兼館長が管理者となり、職員を監督していくという形です。一方、指定管理者の職員が担っていくサービスについては、指定管理者の館長が管理監督していくという形をとっています。このように指示系統を明確にしていかないと、偽装請負となる懸念

が生じる恐れがありますので、市は館長職を兼務することとします。また、指定管理者にも館長職を設けるとして明確化を図っていますので、こういったところも適切に運営できるように細部にわたり検討していきたいと考えています。

○宮下教育委員　ということは二人の館長がいることになりますね。そして、二人の館長はそれぞれの所属職員を監督するということですね。何かおかしくありませんか。二人の館長が実際にはそこにいてそれぞれの職員を抱え管理監督すると。二人の館長の相互の働きかけといますか、上位関係といますか、そこが明確に見えてきません。今のご説明でも全く見えてこないところなのですが、いかがですか。

○佐藤図書館長　分かりにくい説明となりまして恐縮です。あくまでも市の担当課長兼館長が市立図書館の一番の根幹となる図書館行政を担っていきます。図書館行政の中で市立図書館としての方向性を定めた上で、その図書館の運営の一部あるいは全部を担ってもらうために指定管理者を活用する場合は、市が業務仕様書や業務要求水準書を定めてまいります。指定管理者は業務仕様書や業務要求水準書に従いながら、それを基として図書館サービスを提供し、運営していくこととなります。最終的には、その指定管理者に対するモニタリングなど管理監督についても市が担っていくところですので、いわばその市立図書館の最終的な総括責任者といえますか、そちらは当然ながら市になりますので、市の担当課長兼館長がそういった役割を担います。その上で、市が担う中央図書館の2階部分の参考図書室の運営と、そこで提供する地域資料・行政資料サービス、ハンディキャップサービス等の管理者になります。中央図書館内と見ていくと管理者が二人いるような形ですが、現在でも三つ地区館は指定管理者の館長が担っています。中央図書館の館長は担当課長的視点で図書館行政を担いながら、中央図書館の館長も担っていることとなります。今後、中央図書館は一つの館ではありますが、施設を1階と2階に分けたとき、1階に指定管理者の館長が担う図書館があります。2階には専門的な地域資料などを扱い、市が担う図書館があり、そちらの管理者は市の館長になります。そういう位置付けにより施設内での機能の役割分担を明確にした上で、市立図書館全体の図書館行政を担いながら、2階の参考図書室の館長も担っていくものです。そこが市立図書館の最高責任者といえますか、そういった二人の館長の相互の役割や関係についても分かりやすくお示しするため、今後、名称を固有名詞にする際にも検討していきたいと考えています。

○宮下教育委員　日本の中でも新しいシステムだそうですから、ぜひその成果が上がるように皆さんで協議しながら進めていただきたいと思います。

○園田教育長　よろしいですか。

○細田教育委員　市と指定管理者との共同による初めての試みということですね。数年前になりますが、指定管理者だけで運営している千代田区の図書館を視察に行ったことがあります。また、私は行ってはいませんが、海老名市にも指定管理者だけで運営している図書館があり、とても市民の利用数が増えたと聞いています。

本市初めての試みで大変だと思いますが、多くの市民にご利用いただけるようにしていただきたいと思います。今までと変わらないのでは意味がないですから。

○佐藤図書館長　ご意見をいただきありがとうございます。指定管理を導入することについては、運営方針の中でもさまざまな理由をもとにしています。一番大事なことは、今後も市立図書館として4館が機能していくこと。地域を支える図書館であることを一番の目的にしていますので、そういった部分がより「地域を支える図書館」として地域に馴染んでいくのが大事になります。施策成果アンケートの結果などを見ますと、「月に数回程度以上、図書館

を利用する」という方は、全体の2割いくかいかないかといったところです。細かな数字は今持ち合わせていませんが、そういった状態です。日ごろから図書館を利用いただいている皆様にもより使いやすく、また、利用したことのない皆様にもこれを機会にしながらより利用者が増えるように、より使いやすい図書館になることを目指して努めていきたいと考えています。

○細田教育委員 よろしくをお願いします。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○馬場教育長 指定管理者を導入することをきっかけに、変わっていくことになりそうですね。内容もちろんですが、予算がない中で、「市民の皆様から見ても明らかに変わったな、きれいになった」と分かってもらえるといいと思います。市民からすると「どんな風に変ったんだろう」という、見た目の変化もすごく大事でして、変化を感じ取りやすいと思います。

これまで「子ども読書活動推進計画」やこの計画（案）についても相当の時間をかけて説明してもらっており、とても期待はしているのですが、ハード面はどうかとも気になります。予算のない中ではありますが、ハード面の変化もできるだけアピールしてもらい、還元してもらっている感を市民の皆様にもってもらえることがとても大事だと思います。

○佐藤図書館長 現在、中央図書館でも大規模改修設計委託を進めていまして、先の総合教育会議でも馬場委員からそういった旨のご意見等もいただいています。予算については市全体の配分の中で、最終的には決定がなされるものですが、築40年で老朽化しており、40年前のものを少しずつ修繕しながらここまで来ています。子育て世代や高齢の方も含め、市民の皆様が使いやすい図書館ということも念頭に置き、少しでも見た目のリニューアル感があるようなものにしていくことを調整し、検討していきます。

○園田教育長 続いて、「③令和元年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』結果について」の説明をお願いします。

○椿田指導室長 資料をご覧ください。平均正答率については、小・中学校ともに国語から英語までの全教科で東京都平均を下回りました。1教科ごとに説明します。

《国語》です。小学校では「話す・聞く能力」は都平均を上回りましたが「読む能力」に課題が見られました。特に、場面の様子に気をつけながら物語の全体を捉える問題は6.8ポイント低くなっています。物語文では情景描写や登場人物の入れ替わりなど把握しながら読み進めていきます。指導室訪問等で授業を参観すると、多くの学級では物語文を掲示し児童全員で読みの共有を行っている場面を多く見ますが、結果的に一人では読めない児童が発生している可能性があります。中学校では書く能力に課題が見られ、自分の文章のよい点や改善点を見出せる指導の充実を図る必要があります。南中学校が以前から短作文の取り組みで成果を上げているので、今後そうした取り組みの共有を図りたいと考えています。次に《社会》です。小・中学校ともに「社会的事象についての知識・理解」に課題が見られました。小学校では47都道府県の名称と位置を理解する問題が9.5ポイント、中学校では、鎌倉時代の政治体制について他の時代を比較したり、関連付けて捉えたりする問題が8ポイント下がっています。47都道府県の名称と位置は教え込みになりやすい傾向があり、歴史を大きな流れで捉えられるよう指導を進めていく必要があります。続いて《算数・数学》です。小学校では「数学的な考え方」に課題が見られ、図と表と式とを相互に関連づけて数量の関係を捉えさせる必要があります。中学校では「数学的な技能」に課題が見られました。特に、正負の数の除法と等式の変形をすることが東京都の平均より7.5ポイント以上下回りました。以前から小学校では四則計算に課題があることが指摘されていましたが、今回は

中学校においても同様の傾向が見られていることとなります。次に《理科》です。小学校では「自然事象についての知識・理解」に課題が見られ、学習で身につけた知識を実際の自然や日常生活に当てはめて考えさせたり、科学的な言葉や概念を使用して説明させたりする指導の充実が必要と考えられます。中学校では「科学的な思考・表現」に課題が見られました。特に断層、しゅう曲ついて大地の変動と関連づけて考える問題が4.3ポイント下回りました。最後に《中学校の英語》です。「言語や文化についての知識・理解」に課題が見られ、中でも do, does の用法の理解では都の平均を4.3ポイント下回りました。しかし、表の下の同一集団による伸び率を見ると、国語、算数・数学、理科で高くなっており、着実に学力が伸びていることが分かりました。

資料の2枚目をご覧ください。個々の問題について正答率が上位の問題と課題が見られた問題をまとめました。小・中学校において、資料の上半分が都の平均より本市が上回った問題、下半分が都の平均より本市が下回った問題になります。

資料の3枚目をご覧ください。定着が不十分であると考えられる問題をまとめました。小学校国語の今回の傾向としては「読む能力に課題がある」とご説明しましたが、以前から課題となっている漢字の読み書きの定着にも、まだ課題が残っていることが分かります。中学校の数学をご覧ください。基礎的な計算問題につまずいている生徒が多くいる状態です。小学校では東京ベーシックドリルの活用が成果を上げていることから、中学校においても東京ベーシックドリルの活用を推進し、基礎的・基本的な学習の定着を図っていきます。

資料の4枚目をご覧ください。学校質問紙のうち「指導に関わる事項」についてまとめました。「様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしている」「思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動の充実を図っている」という学校が全校になるよう、指導を進める必要があります。一方、昨年度から取り組んできました「授業の中で目標（めあて・ねらい）を児童示す活動を計画的に取り入れている」「学級やグループで話し合う活動を確保して授業を進めている」「授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的にと取り入れている」学校は全校となり、指導方法の改善が進んでいる様子が分かりました。

○園田教育長 4.3ポイントですか。

○椿田指導室長 訂正します。中学校の英語ですが「都平均14.3ポイント下回った」というところを「4.3ポイント」に訂正願います。

○園田教育長 説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問いかがですか。

○尾関教育委員 国語の「読む能力」、中学校では「書く能力」に課題が見られるということですね。社会では「社会的事象についての知識・理解に課題が見られた」とありますが、社会と国語は関連しているので、いずれも新聞をきちんと読んでいけば能力は高まると思います。全国の学力テストでも、新聞を毎日読む子とまったく読まない子とでは、国語や社会ほかの学科でも10点以上違うというデータが出ています。

本市の小学校や中学校でも新聞はとっているようですが、具体的にどのように新聞を使った授業をしているか伺います。調査をしていなければ行って、具体的な授業に取り組むようにしていただきたいと思います。

○園田教育長 今の件はどうですか。

○荒井統括指導主事 ご質問ありがとうございます。新聞を各学校で使用しているかどうかについて、直接的な調査は行っていません。ただし事例として、先ほど「書く能力」でご紹介しました南中学校が、「アウトプットするには先ず新聞などを短時間で読んでインプットを

十分にすべきだ」という前校長の理念から、階段を上った踊り場に新聞を置いて、子どもたちがいつでも見られるようにしているとのこと。また、そういった南中学校の活用事例を他の中学校でも取り入れている事例は散見しています。

単純な調査だけでなく、指導室訪問などで行った際に、授業以外でもどのように活用しているかについて確認をするということを今後進めていきたいと思います。

○尾関教育委員 よろしくお願ひします。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○宮下教育委員 先ほど指導室長からこの調査結果について報告をいただいた際、冒頭にこう言われました。「平均正答率は小・中学校ともに全教科で東京都平均を下回りました」と。淡々と報告をしていたような感じがします。

全教科において東京都平均を下回ったことについて、先ずは指導室長としてどのように感じたのか、率直なお気持ちを伺います。保護者の皆様に限らず、市民の皆様も学力向上については期待しているところですので…。

○樫田指導室長 率直に言わせていただきまして、悔しいなと思っています。

○宮下教育委員 そうですね。私もそう思いました。残念でならないという気持ちです。

○樫田指導室長 過去を調べましたら、徐々に都の平均に近づいている傾向はありましたが、まだ下回っているのはとても悔しいと思っています。指導室がもっとしっかり学校を訪問して実態把握し、指導していきたいと思っています。

○宮下教育委員 私も同感でして、この結果を基にしながら、どのように改善していかなければならないかをもっと明確していかなければいけないと思います。

各教科の結果についても説明がありました。結果は数字で明確に出ているので仕方がないとは思いますが、そもそもこの調査の意図するところを明確にしておく必要がありますよ。意図するところは、確かな学力の定着と伸長を図るためです。ということはその調査を実施した結果、今後どのように授業改善を図るかがこの調査の一番の大きな目的です。

ついては、「調査の結果を基にしながらどのように授業改善をしていくか」をここで話をすることが必要なのですが、残念ながらそのことについてはまったく語られません。結果を分析し、だからどうしていくべきなのかをお話しされるべきだと強く思います。

資料の最後に「指導等に関わる事項について」の調査結果がありますが、どなたが回答しているのですか。

○樫田指導室長 学校質問紙の回答は、学校長もしくは副校長等の管理職が行っています。

○宮下教育委員 管理職が授業参観して得た情報を基に、管理職が出した結果ですね。これについては東京都から各教育委員会に報告書が届いているようです。それも参考にしながら、東久留米市に合ったかたちでどのように対応していくのかを明確にしていかないと、単なる調査結果だけで終わってしまいます。

さらに、児童・生徒の質問紙もあります。管理職が回答した学校質問紙と児童・生徒の質問紙とで大きく差異点がある事柄については、その原因を追求する必要があります。そこを明らかにしていくことで、授業改善の一つの方向性が見えてくると思います。ぜひ、その分析を行い、東久留米市の子どもたちをどのような方向性で指導するかを検討していただきたい。これは教育の一番根本的なことです。現時点でお考えがあれば伺います。なければ今後の検討事項としてやっていただくということで結構です。

○樫田指導室長 子どもたちの質問紙ですが、現在、市としての集計データはなく、都でまとめているデータならばあります。委員ご指摘のとおり、教員の思いと子どもの思いとの差異

をしっかり比較して分析することで授業の改善性や方向性が見えると思いますので、今後そのような研究、検討を進めていきたいと思っています。

○宮下教育委員 よろしくお願ひします。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○細田教育委員 先ほど尾関委員から、新聞を読む、読まないで10点もの差が出るというご発言がありました。「10点」はとても大きいと思います。今はスマホやパソコンなどで情報を得られますので、新聞をとっていない家庭も非常に多いと聞いています。先生方には手間がかかり大変かもしれませんが、例えば1カ月に1回でも2回でもいいから新聞の一部をコピーするなどして子どもたちに配るとか、そういう工夫を考えていかななくてはならないと思いました。

○園田教育長 ほかにいかがですか。

○馬場教育委員 先ほど南中学校の事例で、「読む、聞く」のいい指導をして少しポイントが上がっているという説明がありましたが、私もこの前の南中学校の学校だよりを読んだのですが、「都平均より南中学校は少しよかった」という報告が出ていました。地域ごとの居住環境もあるかもしれませんが、南中学校で成功した特性・特徴を学校間で共有し、フィードバックしてほしいと思います。そういうところにヒントが隠れているかもしれないです。

資料の最後に「授業の中で目標（めあて・ねらい）を児童に示す活動を計画的に取り入れている」とあり、本市の中学校は都と比較してとても高いポイントです。学習の目標やねらいを明確に示していることは、とても評価できると思います。すぐに成績アップにつながらなかったとしても、子どもたちが授業に取り組む姿勢を伸ばしていくにはとても大事だと思います。「授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れている」ということが管理職の判断だとしても、都全体の倍以上である71.4ポイントと自負できることは、市の方向性は間違っていないと思います。こういういいところを伸ばしてほしいです。子どもたちの学力がすぐに伸びなくても、勉強を楽しいと思えるようになるよう、子どもたちの背中を押して上げられることを続けていってほしいです。

○園田教育長 資料4枚目の管理職への意識調査については昨年度と比べて大分伸びているものがあります。馬場委員からも話がありましたが、「様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしている」ことは中学校のポイントが相当上がっています。左下の「めあて・ねらい」も中学校では相当上がっています。右下の「振り返り」についても中学校では前年度に比べて上がっているということが、今回の大きな特徴だと思います。

一方、委員からもお話がありましたが、結果としてはさまざまな課題が残っています。特に3枚目の本市が定着不十分な問題を見ると、なぜこの問題が低いのかについては直ちには答えが出ないだろうと思います。英語の「does」「doesn't」についても、何でうちの市が14.3ポイントも下回っているのか…。教科ごとに分析して授業改善に生かしていくことが大事だと思います。

今日は市の平均の報告がありましたが、学校ごとに特色があり、教科の先生や学級によってさまざまな傾向も出てきます。学校で中身をよく分析してもらって、改善に生かしていく必要があると思います。その辺りについて指導室が考えている今後の方向性と言いますか、こんなふうやっていくという考えはありますか。地道に、着実にやっていくしかないとは思いますが。

○椿田指導室長 今回、都の学力調査の結果が出て、今年の春には全国学力調査の結果も出ています。さらに、来年の2月には市の学力調査も行います。これらの各学力調査の結果をし

っかりと学校が分析して授業改善推進プランに盛り込み、今後の各学校の授業改善の方向性を明らかにさせていきたいと考えています。

○園田教育長 頑張っていきましょう。

○宮下教育委員 本市ではいつごろ学校長に授業改善推進プランの作成を依頼していますか。

○荒井統括指導主事 授業改善推進プランの正確な依頼日についてはここではお答えできず、申しわけありません。提出は9月初旬に一次提出がありますが、この一次提出はまさにご報告しました「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果を見て記載を求めているところです。その後、東京都からの結果を受けて幾つか訂正を申し出る学校があり、最終的に授業改善推進プランに基づいて改善が図れたか、図れていないかという調査を行うのが来年の2月でして、最終提出は3月の予定になっています。

○宮下教育委員 ということは、夏休み中に各学校でプランを作成しながら検討し、2学期からもそれに従ってスタートすることになりますね。今回は10月に東京都から報告があったわけです。東京都の報告書の中でも授業改善のポイントが幾つか記載されていますので、早く各学校に周知してください。具体的な策や本市に合う授業改善のポイントをお示しいただければと思います。

報告書と併せてDVDも東京都から来ていますね。そういうものも活用しながら各学校ではどんどん進めていかなければいけないと思います。DVDは届いていますよね。

○荒井統括指導主事 報告書とDVDのいずれも東京都から直接、学校にも配送されています。

○宮下教育委員 学校に直接配送されているんですか。教育委員会には届いていない？

○荒井統括指導主事 教育委員会には報告書が2冊と、東久留米市全体調査結果のデータが記録されたDVDが届いています。このDVDは映像ではなく、委員の皆様にお渡しした資料のもとデータが入っています。

○宮下教育委員 それを使って作成したのがこの資料ですね。

○荒井統括指導主事 はい。

○宮下教育委員 それは大変ご苦労さまでした。

○荒井統括指導主事 ありがとうございます。

○宮下教育委員 この学力調査については指導主事会等々でも説明があったと思いますので、そういうところの話も参考にしながら、具体的な解決策を明示してほしいと思います。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和元年第12回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時31分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年1月21日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 馬場そわか (自書)